

## 大阪府行政AIエージェントコンソーシアム運営業務に係る企画提案公募

No.	区分	質問内容	回答
1	仕様書関係	実証対象となる行政手続きの候補や想定、イメージ、件数の想定について教えてください。 部局や取り組みの概要を教えてくださいたいいたします。	負担軽減が見込まれる業務や、定型的な作業の自動化、住民サービスの向上に資する取組等を想定していますが、庁内及び府内市町村から現在募集しているところであり、特定の部局・取り組みを示すことはできません。
2	仕様書関係	「受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受注者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面にて発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。」とありますので 再委託に必要な書類の提出は、業者決定後でよいという理解であっておりますでしょうか。 業者決定前に申請が必要なものがありましたら教えてください。	お見込みの通りです。
3	仕様書関係	「発注者の承認を得て業務の一部を委任し」とありますが、受注者が、再委託先がこれを遵守することに関しての一切の責任を負うことを前提としてそれ以外の要素で発注者の承認が得られないケースはありますでしょうか。	原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について再委託を承認します。 ・業務の主要な部分を再委託すること ・契約金額の相当部分を再委託すること ・同案件の他の参加者に再委託すること ・契約書（案）第4条第2項第1号に該当しないこと
4	仕様書関係	フリーランスなど個人への再委託についても問題ないでしょうか。	No.3の条件に合致すれば差しさわりありません。
5	仕様書関係	プレゼンテーション審査について、ウェブ会議での対応は可能でしょうか。 対面での実施が必要な場合一部メンバーがウェブ会議で参加し発言する事は差異質変えないでしょうか。	ウェブ会議での参加は問題ございませんが、発言をする方は現地にお越しいただくようお願い致します。 なお、大阪府でウェブ会議の接続等を行いませんので、提案事業者様にてご準備ください。
6	契約関係	契約書案はご用意ありますでしょうか。 事前に確認したいと思います。	大阪府総務部契約局が示している委託業務契約書 調査業務をベースに契約書を作成します。 (発注者は大阪府知事となります。) < <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/31527/21_chousagyomu_070106.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/31527/21_chousagyomu_070106.pdf</a> >
7	公募要領関係	審査結果についてホームページで公開すると読み取りましたが 委任状はどのタイミングで対応する人員の情報を書く必要がありますでしょうか。 提案書提出時でしょうか。	質問の趣旨がわからないため、次の2点について回答します。 ・募集要項 4（2）ウ③の委任状については、提案書提出時の内容でご記入ください。 ・業務履行後に対応する人員の情報であれば契約締結時です。

8	公募要領関係	審査基準表の”業務内容に関する提案について”において、「実証対象となった行政手続の業務プロセス作成」と記載があります。 現時点において実証対象の行政手続が決定されている場合は、該当の行政手続をご教示いただけますと幸いです。	No.1のとおりです。
9	公募要領関係	下記提出資料について、(原本ではなく)原本の写しを提出することは可能でしょうか ・法人登記簿謄本 ・国税：税務署が発行する消費税及び地方消費税 ・地方税：大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）	原本を提出してください。なお、「法人の履歴事項全部証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」については、電子証明書（PDFファイル）を印刷したもので可としています。
10	仕様書関係	仕様書3（1）に記載のある「実証実施支援」について、具体的な実証件数は明示されておきませんが、既に想定の数があるのか、受託後に貴庁、コンソーシアム参加者、受託者にて調整の上決定するのか、ご教示ください。	コンソーシアム参加者と庁内及び府内市町村の事業課と調整の上、実証件数を定める予定ですが、支援の時期により受託者の意見も伺います。
11	仕様書関係	「実証対象となった行政手続の業務プロセス作成」とありますが、実証対象手続きについてコンソーシアム参加者との間で既に調整中の事項等があればご教示ください。	コンソーシアム参加者と事業課の間で調整している案件は一部ありますが、現時点でお示しすることはできません。
12	仕様書関係	仕様書3（1）【提案を求める事項】に記載のある「AIエージェントの適用可能な手続きの提案」につきまして、基本的には貴庁の手続きのみが対象と理解してよいでしょうか。府域内の基礎自治体・その他関係団体の手続きも対象となりえるのかご教示ください。	対象は原則として大阪府庁内、府内市町村及び府関連団体としております。
13	仕様書関係	仕様書3（1）に記載のある「次年度の調達に向けた仕様書作成支援」について、次年度の調達に係る予算は本事業内で明らかにする想定でしょうか。 また、その場合、いつごろまでに費用感を明らかにしておく必要があるかご教示ください。	次年度の調達に係る予算は令和9年度予算要求手続きが必要となるため、令和8年9月末を目途に概算費用を示していただく必要があります。